

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
高度専門医療研究部会（第3回）議事次第

平成22年3月4日（木）  
10：00～13：00  
専用第21会議室

1 開会

2 議事

- (1) 国立高度専門医療研究センターの業務方法書（案）について
- (2) 国立高度専門医療研究センターの長期借入金計画（案）及び償還計画（案）について

3 閉会

<配付資料>

- 資料1 国立高度専門医療研究センターの業務方法書（案）
  
- 資料2-1 高度専門医療研究部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱いについて
- 資料2-2 国立高度専門医療研究センターの長期借入金計画（案）
  
- 資料2-3 国立高度専門医療研究センターの償還計画（案）
  
- 参考資料1 業務方法書関係法令等
- 参考資料2 長期借入金等関係法令



## 国立高度専門医療センターの業務方法書（案）

- ・ 独立行政法人国立がん研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立成育医療研究センター業務方法書（案）
- ・ 独立行政法人国立長寿医療研究センター業務方法書（案）
  
- ・ 国立高度専門医療研究センター業務方法書（案）比較表

# 独立行政法人国立がん研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

## 独立行政法人国立がん研究センター業務方法書

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

### （業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第1項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

## 第2章 業務の方法に関する事項

### （センターの行う業務）

- 第4条 センターは、法第13条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。
- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
  - 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
  - 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
  - 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
  - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第13条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

## 独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

### 第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第2項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

### 第2章 業務の方法に関する事項

（センターの行う業務）

第4条 センターは、法第14条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第14条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

## 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

### （業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第3項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

## 第2章 業務の方法に関する事項

### （センターの行う業務）

第4条 センターは、法第15条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第15条第1号から第3号までの業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

## 独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

### （業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第4項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

## 第2章 業務の方法に関する事項

### （センターの行う業務）

第4条 センターは、法第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 感染症等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症等に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建

物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第16条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

### 附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

独立行政法人国立成育医療研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

## 独立行政法人国立成育医療研究センター業務方法書

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

### （業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第5項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

## 第2章 業務の方法に関する事項

### （センターの行う業務）

第4条 センターは、法第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

### （緊急時の厚生労働大臣の要求）

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第17条第1号若しくは第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託に関する基準

#### (業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 契約に関する基本的事項

#### (調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

#### (契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

#### (会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 独立行政法人国立長寿医療研究センター業務方法書（案）

平成〇年〇月〇日認可

## 独立行政法人国立長寿医療研究センター業務方法書

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 業務の方法に関する事項（第4条—第5条）
- 第3章 業務の委託に関する基準（第6条）
- 第4章 契約に関する基本的事項（第7条—第9条）
- 附 則

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号。以下「法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

### （業務運営の基本方針）

第3条 センターは、法第3条第6項の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

## 第2章 業務の方法に関する事項

### （センターの行う業務）

第4条 センターは、法第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医

療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急時の厚生労働大臣の要求)

第5条 センターは、法第24条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から法第18条第1号から第3号までの業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

### 第3章 業務の委託に関する基準

(業務の委託)

第6条 センターは、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

2 センターは、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。

3 センターは、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### 第4章 契約に関する基本的事項

(調達契約に関する基本的事項)

第7条 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

2 センターは、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(契約の特例)

第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

(会計規程への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

### 附 則

(施行期日)

この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた

日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 国立高度専門医療研究センター業務方法書（案）

独立行政法人国立がん研究センター業務方法書(案)	独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書(案)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書(案)	独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書(案)	独立行政法人国立成育医療研究センター業務方法書(案)	独立行政法人国立長寿医療研究センター業務方法書(案)
平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日
独立行政法人国立がん研究センター業務方法書	独立行政法人国立循環器病研究センター業務方法書	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター業務方法書	独立行政法人国立国際医療研究センター業務方法書	独立行政法人国立成育医療研究センター業務方法書	独立行政法人国立長寿医療研究センター業務方法書
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項(第4条—第5条)</p> <p>第3章 業務の委託に関する基準(第6条)</p> <p>第4章 契約に関する基本的事項(第7条—第9条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項(第4条—第5条)</p> <p>第3章 業務の委託に関する基準(第6条)</p> <p>第4章 契約に関する基本的事項(第7条—第9条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項(第4条—第5条)</p> <p>第3章 業務の委託に関する基準(第6条)</p> <p>第4章 契約に関する基本的事項(第7条—第9条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項(第4条—第5条)</p> <p>第3章 業務の委託に関する基準(第6条)</p> <p>第4章 契約に関する基本的事項(第7条—第9条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項(第4条—第5条)</p> <p>第3章 業務の委託に関する基準(第6条)</p> <p>第4章 契約に関する基本的事項(第7条—第9条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項(第4条—第5条)</p> <p>第3章 業務の委託に関する基準(第6条)</p> <p>第4章 契約に関する基本的事項(第7条—第9条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立循環器病研究センター(以下「センター」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立国際医療研究センター(以下「センター」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立成育医療研究センター(以下「センター」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立長寿医療研究センター(以下「センター」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。</p>
<p>(業務の執行)</p>	<p>(業務の執行)</p>	<p>(業務の執行)</p>	<p>(業務の執行)</p>	<p>(業務の執行)</p>	<p>(業務の執行)</p>
<p>第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号。以下「法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p>第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号。以下「法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p>第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号。以下「法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p>第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号。以下「法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p>第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号。以下「法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p>第2条 センターの業務は、通則法及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号。以下「法」という。)その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>
<p>(業務運営の基本方針)</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p>	<p>(業務運営の基本方針)</p>
<p>第3条 センターは、法第3条第1項</p>	<p>第3条 センターは、法第3条第2項</p>	<p>第3条 センターは、法第3条第3項</p>	<p>第3条 センターは、法第3条第4項</p>	<p>第3条 センターは、法第3条第5項</p>	<p>第3条 センターは、法第3条第6項</p>

<p>の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項</p> <p>(センターの行う業務)</p> <p>第4条 センターは、法第13条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。</p>	<p>の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項</p> <p>(センターの行う業務)</p> <p>第4条 センターは、法第14条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。</p>	<p>の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項</p> <p>(センターの行う業務)</p> <p>第4条 センターは、法第15条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。</p> <p>四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。</p>	<p>の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項</p> <p>(センターの行う業務)</p> <p>第4条 センターは、法第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 感染症等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。</p> <p>四 感染症等に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。</p> <p>七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。</p>	<p>の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項</p> <p>(センターの行う業務)</p> <p>第4条 センターは、法第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。</p>	<p>の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。</p> <p>第2章 業務の方法に関する事項</p> <p>(センターの行う業務)</p> <p>第4条 センターは、法第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。</p> <p>二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。</p>
--	--	--	--	--	--



<p>図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(契約の特例) 第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(会計規程への委任) 第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(契約の特例) 第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(会計規程への委任) 第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(契約の特例) 第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(会計規程への委任) 第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(契約の特例) 第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(会計規程への委任) 第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(契約の特例) 第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(会計規程への委任) 第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>	<p>図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(契約の特例) 第8条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、センターの締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。</p> <p>(会計規程への委任) 第9条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他のセンターが行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の許可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p>
--	--	--	--	--	--

## 高度専門医療研究部会における長期借入金及び債券発行に係る 意見の取扱いについて（案）

- 国立高度専門医療研究センターの長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第21条第3項）。

また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第23条第2項）。

- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第3回高度専門医療研究部会における了承の下に、以下のような取扱いとする。

### 【高度専門医療研究部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

- ① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



- ② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内であることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。  
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



- ③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。

## 独立行政法人国立がん研究センター長期借入金計画（案）

独立行政法人国立がん研究センターは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するために行うセンターの更新築等整備に必要な資金について、財政融資資金からの借入れを行うものである。

【平成22年度計画額】

（単位：百万円）

区 分	財政融資資金	
	医療機器整備	施設設備整備
計 画 額	1,884	916

【借入条件】

借 入 金 の 使 途	医療機器整備	施設設備整備
償 還 期 間	6年	25年以内（うち据置5年）
借 入 利 率	借入日の財政融資資金借入金利による （参考：H22. 2. 24現在0.6%）	借入日の財政融資資金借入金利による （参考：H22. 2. 24現在1.3%）

## 独立行政法人国立循環器病研究センター長期借入金計画（案）

独立行政法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するために行うセンターの更新築等整備に必要な資金について、財政融資資金からの借入れを行うものである。

【平成22年度計画額】

（単位：百万円）

区 分	財政融資資金	
	医療機器整備	施設設備整備
計 画 額	300	0

【借入条件】

借 入 金 の 使 途	医療機器整備	施設設備整備
償 還 期 間	6年	25年以内（うち据置5年）
借 入 利 率	借入日の財政融資資金借入金利による （参考：H22. 2. 24現在0.6%）	借入日の財政融資資金借入金利による （参考：H22. 2. 24現在1.3%）

## 独立行政法人国立国際医療研究センター長期借入金計画（案）

独立行政法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするものに係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症等に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。

この目的を達成するために行うセンターの更新築等整備に必要な資金について、財政融資資金からの借入れを行うものである。

【平成22年度計画額】

（単位：百万円）

区 分	財政融資資金	
	医療機器整備	施設設備整備
計 画 額	0	700

【借入条件】

借 入 金 の 使 途	医療機器整備	施設設備整備
償 還 期 間	6年	25年以内（うち据置5年）
借 入 利 率	借入日の財政融資資金借入金利による （参考：H22. 2. 24現在0.6%）	借入日の財政融資資金借入金利による （参考：H22. 2. 24現在1.3%）

## 独立行政法人国立がん研究センター償還計画(案)

## 【平成22年度償還計画】

(単位：千円)

区 分	財政融資資金
平成21年度末借入金残高 (A)	17,065,445
平成22年度借入金 (B)	2,800,000
平成22年度元金償還額 (C)	1,584,083
平成22年度末借入金残高 (A) + (B) - (C)	18,281,362

## 【参考：平成22年度以降の償還額】

## ①財政融資資金

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	借 入 金 残 高
平成 22 年 度	1,584,083	464,496	18,281,362
平成 23 年 度	2,068,128	458,235	16,213,235
平成 24 年 度	2,055,810	399,145	14,157,425
平成 25 年 度	2,024,696	339,775	12,132,728
平成 26 年 度	1,997,195	282,347	10,135,534
平成 27 年 度	1,930,848	227,522	8,204,685
平成 28 年 度	1,807,043	177,781	6,397,643
平成 29 年 度	1,312,868	138,033	5,084,775
平成 30 年 度	1,175,891	107,194	3,908,884
平成 31 年 度	996,270	79,113	2,912,614
平成 32 年 度	709,610	55,612	2,203,004
平成 33 年 度	513,988	39,201	1,689,015
平成 34 年 度	316,841	29,158	1,372,174
平成 35 年 度	163,478	24,061	1,208,696
平成 36 年 度	124,815	21,504	1,083,881
平成 37 年 度	123,689	19,331	960,192
平成 38 年 度	118,958	17,192	841,234
平成 39 年 度	113,755	15,130	727,478
平成 40 年 度	110,315	13,132	617,163
平成 41 年 度	110,315	11,152	506,848
平成 42 年 度	106,277	9,187	400,571
平成 43 年 度	98,779	7,297	301,792
平成 44 年 度	98,216	5,500	203,576
平成 45 年 度	88,637	3,440	114,938
平成 46 年 度	69,152	2,151	45,786
平成 47 年 度	45,786	824	0
合 計	19,865,445	2,947,511	—

※平成22年度までの借入金に基づく償還額であり、平成23年度以降の計画は含んでいない。

## 独立行政法人国立循環器病研究センター償還計画(案)

【平成22年度償還計画】

(単位：千円)

区 分	財政融資資金
平成21年度末借入金残高 (A)	2,149,413
平成22年度借入金 (B)	300,000
平成22年度元金償還額 (C)	174,468
平成22年度末借入金残高 (A) + (B) - (C)	2,274,945

【参考：平成22年度以降の償還額】

①財政融資資金

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	借 入 金 残 高
平成 22 年 度	174,468	29,340	2,274,945
平成 23 年 度	307,768	30,293	1,967,177
平成 24 年 度	307,767	25,679	1,659,410
平成 25 年 度	309,000	20,945	1,350,410
平成 26 年 度	312,727	16,185	1,037,683
平成 27 年 度	300,141	11,409	737,542
平成 28 年 度	270,426	7,198	467,116
平成 29 年 度	171,980	4,302	295,136
平成 30 年 度	138,670	2,708	156,466
平成 31 年 度	88,260	1,514	68,206
平成 32 年 度	4,960	886	63,246
平成 33 年 度	4,960	821	58,286
平成 34 年 度	4,960	755	53,326
平成 35 年 度	4,960	689	48,367
平成 36 年 度	4,960	623	43,407
平成 37 年 度	4,960	558	38,447
平成 38 年 度	4,960	492	33,487
平成 39 年 度	4,960	426	28,527
平成 40 年 度	4,960	361	23,567
平成 41 年 度	4,960	295	18,607
平成 42 年 度	4,960	229	13,647
平成 43 年 度	4,960	163	8,687
平成 44 年 度	4,960	98	3,727
平成 45 年 度	3,727	36	0
平成 46 年 度	0	0	0
平成 47 年 度	0	0	0
合 計	2,449,413	156,005	-

※平成22年度までの借入金に基づく償還額であり、平成23年度以降の計画は含んでいない。

# 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター償還計画(案)

【平成22年度償還計画】

(単位：千円)

区 分	財政融資資金
平成21年度末借入金残高 (A)	3,131,544
平成22年度借入金 (B)	0
平成22年度元金償還額 (C)	52,888
平成22年度末借入金残高 (A) + (B) - (C)	3,078,656

【参考：平成22年度以降の償還額】

①財政融資資金

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	借 入 金 残 高
平成 22 年 度	52,888	43,511	3,078,656
平成 23 年 度	51,983	42,765	3,026,672
平成 24 年 度	50,190	41,425	2,976,482
平成 25 年 度	47,622	40,199	2,928,860
平成 26 年 度	84,951	38,936	2,843,908
平成 27 年 度	177,153	37,115	2,666,755
平成 28 年 度	175,662	34,559	2,491,093
平成 29 年 度	167,580	32,085	2,323,513
平成 30 年 度	142,022	29,812	2,181,492
平成 31 年 度	138,772	27,908	2,042,720
平成 32 年 度	138,772	26,104	1,903,948
平成 33 年 度	138,772	24,300	1,765,176
平成 34 年 度	138,772	22,496	1,626,405
平成 35 年 度	138,772	20,692	1,487,633
平成 36 年 度	138,772	18,888	1,348,861
平成 37 年 度	138,772	17,084	1,210,089
平成 38 年 度	138,772	15,280	1,071,318
平成 39 年 度	138,772	13,476	932,546
平成 40 年 度	138,772	11,672	793,774
平成 41 年 度	138,772	9,868	655,003
平成 42 年 度	138,772	8,064	516,231
平成 43 年 度	138,772	6,260	377,459
平成 44 年 度	138,772	4,456	238,687
平成 45 年 度	138,772	2,652	99,916
平成 46 年 度	99,916	974	0
平成 47 年 度	0	0	0
合 計	3,131,544	570,584	—

※平成22年度までの借入金に基づく償還額であり、平成23年度以降の計画は含んでいない。

# 独立行政法人国立国際医療研究センター償還計画(案)

【平成22年度償還計画】

(単位：千円)

区 分	財政融資資金
平成21年度末借入金残高 (A)	18,568,348
平成22年度借入金 (B)	700,000
平成22年度元金償還額 (C)	325,805
平成22年度末借入金残高 (A) + (B) - (C)	18,942,543

【参考：平成22年度以降の償還額】

①財政融資資金

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	借 入 金 残 高
平成 22 年 度	325,805	289,123	18,942,543
平成 23 年 度	614,805	298,650	18,327,739
平成 24 年 度	986,092	287,417	17,341,646
平成 25 年 度	1,099,046	270,609	16,242,600
平成 26 年 度	1,132,023	252,644	15,110,577
平成 27 年 度	1,102,154	236,008	14,008,423
平成 28 年 度	1,120,129	219,846	12,888,293
平成 29 年 度	1,108,223	203,261	11,780,070
平成 30 年 度	1,081,539	186,874	10,698,531
平成 31 年 度	883,529	171,221	9,815,002
平成 32 年 度	813,477	157,300	9,001,525
平成 33 年 度	811,406	143,979	8,190,119
平成 34 年 度	808,186	130,733	7,381,933
平成 35 年 度	806,428	117,563	6,575,504
平成 36 年 度	803,688	104,431	5,771,816
平成 37 年 度	803,184	91,327	4,968,632
平成 38 年 度	803,184	78,231	4,165,447
平成 39 年 度	803,184	65,136	3,362,263
平成 40 年 度	803,184	52,040	2,559,078
平成 41 年 度	803,184	38,944	1,755,894
平成 42 年 度	803,184	25,848	952,709
平成 43 年 度	580,251	13,644	372,458
平成 44 年 度	208,960	5,693	163,499
平成 45 年 度	93,499	2,880	70,000
平成 46 年 度	35,000	1,470	35,000
平成 47 年 度	35,000	630	0
合 計	19,268,348	3,445,503	—

※平成22年度までの借入金に基づく償還額であり、平成23年度以降の計画は含んでいない。

# 独立行政法人国立成育医療研究センター償還計画(案)

【平成22年度償還計画】

(単位：千円)

区 分	財政融資資金
平成21年度末借入金残高 (A)	10,198,210
平成22年度借入金 (B)	0
平成22年度元金償還額 (C)	634,239
平成22年度末借入金残高 (A) + (B) - (C)	9,563,971

【参考：平成22年度以降の償還額】

①財政融資資金

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	借 入 金 残 高
平成 22 年 度	634,239	162,971	9,563,971
平成 23 年 度	682,889	152,406	8,881,083
平成 24 年 度	682,889	141,409	8,198,194
平成 25 年 度	682,889	130,413	7,515,306
平成 26 年 度	682,889	119,416	6,832,417
平成 27 年 度	682,889	108,420	6,149,529
平成 28 年 度	682,889	97,423	5,466,640
平成 29 年 度	682,889	86,427	4,783,752
平成 30 年 度	682,889	75,430	4,100,863
平成 31 年 度	682,889	64,434	3,417,975
平成 32 年 度	634,239	53,547	2,783,736
平成 33 年 度	634,239	42,988	2,149,498
平成 34 年 度	628,649	32,468	1,520,849
平成 35 年 度	597,614	22,229	923,235
平成 36 年 度	490,838	12,826	432,397
平成 37 年 度	322,000	5,308	110,397
平成 38 年 度	105,471	1,171	4,926
平成 39 年 度	4,926	26	0
平成 40 年 度	0	0	0
平成 41 年 度	0	0	0
平成 42 年 度	0	0	0
平成 43 年 度	0	0	0
平成 44 年 度	0	0	0
平成 45 年 度	0	0	0
平成 46 年 度	0	0	0
平成 47 年 度	0	0	0
合 計	10,198,210	1,309,310	—

※平成22年度までの借入金に基づく償還額であり、平成23年度以降の計画は含んでいない。

# 独立行政法人国立長寿医療研究センター償還計画(案)

【平成22年度償還計画】

(単位：千円)

区 分	財政融資資金
平成21年度末借入金残高 (A)	932,738
平成22年度借入金 (B)	0
平成22年度元金償還額 (C)	78,579
平成22年度末借入金残高 (A) + (B) - (C)	854,160

【参考：平成22年度以降の償還額】

①財政融資資金

(単位：千円)

年 度	元 金	利 息	借 入 金 残 高
平成 22 年 度	78,579	12,969	854,160
平成 23 年 度	105,382	11,521	748,778
平成 24 年 度	101,969	10,091	646,808
平成 25 年 度	102,036	8,755	544,772
平成 26 年 度	102,169	7,418	442,604
平成 27 年 度	96,899	6,097	345,705
平成 28 年 度	85,377	4,857	260,328
平成 29 年 度	81,913	3,741	178,415
平成 30 年 度	55,515	2,734	122,901
平成 31 年 度	51,425	1,955	71,476
平成 32 年 度	20,966	1,277	50,509
平成 33 年 度	20,852	813	29,657
平成 34 年 度	14,318	398	15,339
平成 35 年 度	2,508	182	12,831
平成 36 年 度	2,473	152	10,358
平成 37 年 度	2,473	122	7,885
平成 38 年 度	2,473	92	5,413
平成 39 年 度	2,473	62	2,940
平成 40 年 度	1,801	34	1,139
平成 41 年 度	241	14	898
平成 42 年 度	241	11	656
平成 43 年 度	241	8	415
平成 44 年 度	241	5	174
平成 45 年 度	174	2	0
平成 46 年 度	0	0	0
平成 47 年 度	0	0	0
合 計	932,738	73,311	—

※平成22年度までの借入金に基づく償還額であり、平成23年度以降の計画は含んでいない。

## 業務方法書関係法令等

### ○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

（会計規程）

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

### ○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）

（国立高度専門医療研究センターの目的）

第三条 独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2 独立行政法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

3 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連

する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

- 4 独立行政法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 5 独立行政法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
- 6 独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（国立がん研究センターの業務の範囲）

第十三条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（国立循環器病研究センターの業務の範囲）

第十四条 国立循環器病研究センターは、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立精神・神経医療研究センターの業務の範囲)

第十五条 国立精神・神経医療研究センターは、第三条第三項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立国際医療研究センターの業務の範囲)

第十六条 国立国際医療研究センターは、第三条第四項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立成育医療研究センターの業務の範囲)

第十七条 国立成育医療研究センターは、第三条第五項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立長寿医療研究センターの業務の範囲)

第十八条 国立長寿医療研究センターは、第三条第六項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(国立高度専門医療研究センターの施設及び設備の利用)

第十九条 各国立高度専門医療研究センターは、それぞれ第十三条から前条までに規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、当該国立高度専門医療研究センターに勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

- 2 国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

## ○ 中央省庁等改革の推進に関する方針

(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定) (抄)

### Ⅲ 独立行政法人制度関連

#### 10. 業務方法書

業務方法書には、業務の方法に関する事項のほか、業務の委託に関する基準、競争入札等の契約に関する基本的な事項等について定めることとする。

## 長期借入金等関係法令

### ○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（借入金等）

第四十五条（略）

2～4（略）

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

### ○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 （平成二十年法律第九十三号）（抄）

（長期借入金及び債券）

第二十一条 国立高度専門医療研究センターは、政令で定める施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立高度専門医療研究センターの名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、国立高度専門医療研究センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～8（略）

（償還計画）

第二十三条 第二十一条第一項又は第二項の規定により、長期借入金をし、又は債券を発行する国立高度専門医療研究センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。